

尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領(再募集)

この実施要領は、尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務仕様書（再募集）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 見積限度額

令和5年度分：2,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和6年度分：3,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

総額 : 6,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は、失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 過去5年以内（平成30年度以降）に、本市又は他自治体において、健康増進計画策定支援業務、本業務と類似した業務の受託実績があること。

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和5年7月28日（金）
質問受付期間	令和5年7月28日（金）から 令和5年8月1日（火）午後5時15分まで
質問回答期日	令和5年8月3日（木）
参加表明書等提出期限	令和5年8月7日（月）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和5年8月10日（木）午後5時15分まで
審査結果通知	令和5年8月下旬
事前協議	別途通知
契約締結	令和5年9月上旬 予定

※ 本プロポーザルに関する事前説明会及び企画提案者によるプレゼンテーションは行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、健康福祉部健康課に令和5年8月1日（火）午後5時15分までに電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス hoken@city.owariasahi.lg.jp

ア 件名の先頭に【尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務プロポーザルに
係る質問】と記載すること。

イ 送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。

ウ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受
け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、参加者全員に対して
令和5年8月3日（木）までに電子メールにより回答する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回
答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみな
す。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 事業実績（様式4）：原本1部

ウ 過去5年以内（平成30年度以降）に、本市又は他自治体において、健康増進計画
策定支援業務、本業務と類似した業務の受託実績がわかるもの。

また、その他にも過去5年間で本市と締結した契約業務があれば、その実績がわか
るもの。

(2) 提出先

尾張旭市保健福祉センター内 健康課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和5年8月7日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がな
いと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部
- イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し7部
- ウ 参考見積書（様式任意）：原本1部
- エ 業務実績（様式4）：写し7部
- オ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し7部
- カ 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し7部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書の様式

- (ア) 様式規格はA4縦（A3規格の折込可）とし、20ページ以内（両面印刷可）とする。また、表紙を除いてページ番号を付けること。
- (イ) 文字サイズは11ポイント以上にすること。
- (ウ) 図、絵、写真等の使用は可とする。

イ 企画提案書の提案項目

仕様書、審査基準表（再募集）（以下「審査基準表」という。）及び本実施要領を踏まえ、以下事項についての提案を含めること。

- (ア) 業務の基本的な考え方（「審査基準表」参照）
- (イ) 業務プロセス及び支援体制（「審査基準表」参照）
- (ウ) 各業務の提案内容及び支援内容（「仕様書」、「審査基準表」参照）
- (エ) 独自提案（「審査基準表」参照）

ウ 見積書の金額は、経費ごとに金額の明細を記載し、消費税等を含んだ金額とすること。なお、令和5年度から令和6年度までの2か年の総額で作成するとともに、各年度の内訳明細を添付すること。

(3) 提出先

尾張旭市保健福祉センター内 健康課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口に直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 企画提案書の審査

(1) 審査方法

ア 審査員による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。合計評価点が同点の場合は、審査基準表の「1 企画提案」の評価が高い事業者を上位者とし、当該項目が同点の場合には、審査員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

なお、配点は審査基準表のとおりとする。

イ 参加者が1者の場合であっても審査を実施し、評定審査員の全員が、持点100点中60点以上であった場合、その者を受託候補事業者として選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、選定した事業者及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記12の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

尾張旭市健康福祉部健康課庶務係（尾張旭市保健福祉センター内）（宮下・磯村）

住 所：〒488-0074

尾張旭市新居町明才切57

保健福祉センター内

電 話：0561-55-6800（直通）

FAX：0561-53-9488

電子メール：hoken@city.owariasahi.lg.jp